

警報等発表時の児童生徒の登下校について（H31.4.1 変更）

半田市教育委員会

1 「暴風警報」または「暴風雪警報」が半田市に発表された場合

(1) 登校前

※登校前に警報が発表されている場合は、登校しません。

- ・ 午前6時30分以降に、警報が解除された場合は、学校は休校です。
(午前6時30分ちょうども含めます。)
- ・ 午前6時30分になる前に警報が解除された場合は、平常通りの授業を行います。給食もあります。

ただし、登校が危険と保護者が判断された場合は、登校を見合わせ、安全が確認されたら登校させてください。

(2) 登下校中

通学団班長・個人の判断で帰宅するか登校するか（学校に戻るか）を選びます。児童生徒が学校に来た場合は、「(3)登校後」と同じ対応をします。

(3) 登校後

- ① 安全に帰宅できると判断した場合には、速やかに下校させます。
- ② 下校が危険と判断した場合は、安全に帰宅できると判断するまで、校内の安全な場所に待機させます。

2 「特別警報」が半田市を含むエリアに発表された場合

※「特別警報」は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表されます。「○○特別警報」という名称で発表するのは、大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪の6種類です。
(気象庁HPより)

(1) 登校前

登校しません。

(2) 登下校中

通学団班長・個人の判断で帰宅するか登校するか（学校に戻るか）を選びます。児童生徒が学校に来た場合は、「(3)登校後」と同じ対応をします。

(3) 登校後

- ① 直ちに授業を中止し、安全に帰宅できると判断するまで、学校または避難場所に待機させます。
- ② 警報解除後、安全に帰宅できると判断した場合には、小学校は通学団で、中学校は地区ごとに下校させます。

3 「大雨・洪水警報」または「大雪警報」が半田市に発表された場合

(1) 登校前

基本的には登校しますが、登校が危険と保護者が判断された場合は、登校を見合わせ、安全が確認されたら登校させてください。

(2) 登下校中

通学団班長・個人の判断で帰宅するか登校するか（学校に戻るか）を選びます。児童生徒が学校に来た場合は、「(3)登校後」と同じ対応をします。

(3) 登校後

- ① 気象状況や通学路の状況等から判断し、授業を中止して速やかに下校させることもあります。
- ② 下校が危険と判断した場合は、安全に帰宅できると判断するまで、校内の安全な場所に待機

させます。

4 「雷注意報」が半田市に発表された場合、または雷が発生している場合

(1) 登校前

基本的には登校しますが、登校が危険と保護者が判断された場合は、登校を見合わせ、安全が確認されたら登校させてください。

(2) 登下校中

通学団班長・個人が危険と判断したら、近くの民家など安全な場所に避難させてもらいます。

(3) 登校後

① 安全に配慮しながら、屋内で授業を行います。

② 下校が危険と判断した場合は、安全に帰宅できると判断するまで、校内に待機させます。

5 「津波警報」または「大津波警報」が半田市に発表された場合

(1) 登校前

① 登校しません。高台などの安全な場所へ避難してください。

② 被害がなく解除された場合は、1 「暴風警報」または「暴風雪警報」が半田市に発表された場合の対応と同じです。

(2) 登下校中

通学団班長・個人の判断で高台などの安全な場所へ避難します。

※ 震源が海岸に近い地点である場合、揺れが収まらないうちに津波が到達する場合や津波の情報が十分に行き渡らない場合もあります。海岸に近く、標高の低い学校では、揺れを感じたら津波警報の発表を待つことなく、安全な高台に避難してください。

(3) 登校後

① 速やかに安全な場所へ避難させます。

② 警報解除及び帰宅路等の安全が確認できるまでは、学校または避難場所に待機させます。

③ 児童生徒の帰宅については、学校及び避難場所からの引き渡しを原則としますが、安全が確認できる場合は、教員が引率して集団下校させることもあります。

6 愛知県内にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応について

(1) 登校前、家にいる場合

① 登校を止め、身を守る行動をとらせてください。

② 情報収集に努め、政府からの指示があればそれに従ってください。

③ 安全が確認されたら、登校させてください。

(2) 登下校中

① 近隣の建物など屋内に避難します。

② 建物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ります。

(3) 登校後

① 直ちに授業を中止し、屋内で身を守る行動をとらせます。

② 安全が確認されたら、授業を再開します。

※ミサイルだけでなく、その他計24項目の情報についてJアラートが発信されます。詳しくは、「総務省 消防庁のHP」－「国民保護」－「全国瞬時警報システム業務規程」にあります。